



鳥取県公報

平成 24 年 9 月 14 日 (金)
号外第 81 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則 (61) (医療政策課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

歯科衛生専門学校の事務を委託する社団法人鳥取県歯科医師会が一般社団法人に移行したことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 学校の職員組織について定めた規定中、社団法人鳥取県歯科医師会の名称を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第61号

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和57年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員組織) 第18条の2 略 2 前項の職員は、鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号。以下「条例」という。）第8条の規定により <u>事務の委託を受けた一般社団法人鳥取県歯科医師会の職員をもって充てることができる。</u>	(職員組織) 第18条の2 略 2 前項の職員は、鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号。以下「条例」という。）第8条の規定により <u>学校の管理の委託を受けた社団法人鳥取県歯科医師会（昭和22年11月10日に社団法人鳥取県歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）の職員をもって充てることができる。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。